

荒川区立男女平等推進センター アクト21

男女平等社会の実現を図るとともに、区民の相互交流及び自主的活動を促進し、区民生活の向上に寄与するための拠点施設です！



誰もが自分らしく生きることができる社会の実現を目指す実行プラン～荒川区男女共同参画社会推進計画（第5次）～を基軸とし、講座・講演会・相談事業等を実施しているほか、図書コーナー、交流コーナーを設置し多くの方にご利用いただける施設です。相談事業も実施しています。

会議室等の貸出し業務も実施しています。ホールは講演会、ダンス・演劇・合唱・合奏などの練習や発表に、大小2つの会議室は、華道、手芸、ヨガのサークルなどにもご利用いただけます！和室は、着付け・茶道などの練習に！また、畳の部屋なので赤ちゃんと一緒に活動でも安心です。ぜひお気軽にご利用ください♪



施設の案内について荒川区HPをぜひご覧ください！



荒川区立男女平等推進センター アクト21

アクト21インフォメーション



男女共同参画に関する特集記事やアクト21で実施した講演会・各種講座を紹介する、年2回発行の情報誌です



👉 アクト21インフォメーションの内容や関連動画を、荒川区HPで公開中！
ぜひご覧ください。

荒川区立男女平等推進センター アクト21



相 談 窓 口



☞ こころと生き方・DVなんでも相談
(事前予約制)

第1水曜：午後5時～午後8時

第1金曜/第2水曜/第4水曜・金曜：午前10時～午後4時

第2金曜/第3水曜・金曜：午後2時30分～午後8時

第2土曜：午前10時～午後3時

(年末年始・祝日を除く)

☞ L G B T 専門相談 (事前予約制)
毎月第4火曜日 午後4時～午後6時
(祝日の場合は第3火曜日)

【予約等のお問合せ先】

アクト21 ☎ 03(3809)2890

荒川区同性パートナーシップ制度

荒川区 同性パートナーシップ制度

荒川区では、人権の尊重と多様な生き方を認め合う意識を高め、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現を目指して、「荒川区同性パートナーシップ制度」を実施しています。

同性パートナーシップ制度とは

互いを人生のパートナーとして、日常生活において継続的に協力し合うことを約した戸籍上の性別又は自認する性別を同じくするお二人から、同性パートナーシップの届出を区が受領することにより「荒川区同性パートナーシップ届出受領証」を交付する制度です。

この制度は、性別や性的指向により日常生活の中で悩み、生きづらさを感じている方に寄り添い、皆様の協力の下で、その解消に向けて取り組んでいくために導入するものです。

区民・事業者の皆様へ

人権の尊重と多様な生き方を認め合う意識を高め、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現を目指すことは、全ての人にとって意義のあることです。制度の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

アウティングについて

ある人の性自認又は性的指向について、本人の承諾なく、第三者に暴露することをいいます。口頭での暴露はもちろん、SNS等に書き込むことでも「アウティング」に当たります。アウティングは、生命に関わることもあるような重大な人権侵害です。本人の同意なく、他の人に伝えることは絶対にやめてください。

事前予約・問い合わせ先 (受付時間：平日9時～17時)
アクト21（荒川区立男女平等推進センター）
〒116-0012 東京都荒川区東尾久5-9-3
TEL 03-3809-2890
FAX 03-3809-2891
act21@city.arakawa.tokyo.jp



☞ 同性パートナーシップ制度
の紹介動画公開中！
ぜひご覧ください。

荒川区立男女平等推進センター アクト21

令和7年度男女共同参画週間事業を実施しました。

『講演会 台所からはじまる家族の絆～“おいしい”よりも大切なこと～』

『男女共同参画社会推進計画パネル展』



料理研究家で、3児の父親でもあるコウケンテツ氏に、夫婦の家事・育児分担や、食を通しての家族の絆等についてお話をいただきました。

また、男女共同参画社会推進計画を広く周知するためのパネル展も実施しました。